

規約

令和 6 年 6 月改正

愛知県建築技術研究会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、愛知県建築技術研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、本部を名古屋市内に置き、支部を県下8地区に置く。

2 県下8支部は、一宮、西三、知多、津島、東三、豊田、名古屋、名古屋北とする。
(以下「各支部」と言う。)

(目 的)

第3条 本会は、建築技術の調査・研究・経営の改善合理化・会員相互の親睦を図り、
もって建設業者としての向上・発展を目指し、併せて公共の福祉に寄与すると共に、
地域社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築技術の開発・研究、情報の収集並びに提供
- (2) 建設業の健全経営と、技術力向上の研鑽
- (3) 建設業関係団体や官公庁との交渉・連絡
- (4) 建築に関する緊急事業の協力
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

2 事業の実施は、三役・支部長会の協議を経て、会長が別に定める委員会を設置して
行うことができる。

第2章 会員・会費等

(会 員)

第5条 本会の会員は、愛知県内に本社を置き、建築工事業を営む建設業者の有志でも
って組織する。

(会 費)

第6条 会員は、毎年、支部長が定める会費を納めなければならない。

2 支部長は、会員が納めた会費の内、三役・支部長会の協議を経て、会長が別に定め
る年会費を本部に納めなければならない。

(入会)

第7条 本会に入会を希望する者は、各地区支部長の推薦により、三役・支部長会において入会の可否を決定する。

- 2 前項により入会を認められた者は、指定の期日までに入会金を納めなければならぬ。ただし、指定の期日までに納めないときは、入会申込は無効となる。
- 3 本部に納める入会金の金額は、三役・支部長会において決定する。

(資格の喪失)

第8条 次の各号の一に該当するときは、会員の資格を失う。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 1年以上会費を滞納したとき。
 - (3) 除名されたとき。
- 2 退会しようとする会員の退会届は、支部長を経由して、会長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、各支部総会の決議を得た上で、三役・支部長会の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えることができる。

- (1) 本会の規約、規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 本会の目的に反する行為をしたとき、又は本会の名誉を毀損したとき。
- (3) 反社会的勢力等が経営等に参画その他密接に関与したとき。
- (4) その他正当な事由があるとき。

(拠出金品の不返還)

第10条 資格を喪失した会員は、既に納入した入会金・会費その他の拠出金を、返還請求できないものとする。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名
副会長 4名以内

会計理事	1名
支 部 長	各支部1名
常任理事	各支部若干名
理 事	各支部若干名
監 事	2名以内

(選任等)

第 12 条 会長、副会長、会計理事及び支部長は、理事会において選任する。

- 2 支部長、常任理事及び理事（以下「理事」と言う。）は、会員の内から支部で選出する。
- 3 監事は、会員の内から総会において選任する。
- 4 副会長は、支部長と兼任することができる。
- 5 理事及び監事は、相互に兼任することはできない。

(任 期)

第 13 条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 会長の任期については、前項を基本とし、原則として5期10年までとする。

(職 務)

第 14 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長全員で協議のうえ1名を選出し、その職務を代行する。
- 3 会計理事は、本会の会計業務を管理する。
- 4 支部長は、支部を代表し、支部を統括する。
- 5 理事は、理事会を構成し、会務の運営に当たる。
- 6 監事は、本会の業務、会計及び財産の状況を監査する。

(顧問及び相談役)

第 15 条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応ずる。

(評議員)

第 16 条 削 除

(報酬等)

第 17 条 本会の役員、顧問及び相談役に対して、報酬は支給しない。ただし、その職務を行うために要する費用のうち、三役・支部長会の協議を経て、会長が別に定める経費については、支給することができる。

第 4 章 総 会

(種別、招集及び開催)

第 18 条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

- 2 定時総会は毎年春季に 1 回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 前項の臨時総会を招集する場合は、理事会の同意を得なければならない。

(議決事項)

第 19 条 総会は、この規約の別に定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 本会規約の改正
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 本会の解散
- (5) その他、会長が総会に付議することを必要と認めた事項

(議 長)

第 20 条 総会の議長は、会長が行う。

- 2 会長に事故があるときは、第 14 条の 2 項で選出した代行者が行う。

(定足数及び議決)

第 21 条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 総会の議事は、この規約の別に定めるものほか、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会に出席ができない会員は、議決権を会長に委任することができる。
この場合においては、前 2 項の規定の適用については、出席をしたものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席会員数
 - (3) 議事経過の概要及び結果
- 2 議事録には、その総会において選出された議事録署名人 2 名が、署名、押印しなければならない。

第 5 章 理事会及び特別役員会

(理事会)

- 第 23 条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、理事により構成する。
 - 3 理事会は、会長が必要と認めたときに招集し、議長は会長が行う。
 - 4 監事は、理事会に出席をして意見を述べることができる。

(理事会の役割)

- 第 24 条 この規約の別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会の同意を得なければならない。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) (削 除)
 - (3) 総会で議決した事項の内、事業計画や予算等の重要な変更に関する事項
 - (4) その他、会長が必要と判断した事項

(特別役員会)

- 第 25 条 本会に、次に掲げる特別役員会を置くことができる。
- (1) 会長、副会長及び会計理事による三役会
 - (2) 会長、副会長、会計理事及び支部長による三役・支部長会
- 2 特別役員会は、会長が必要と認めたときに招集し、議長は会長が行う。

(特別役員会の役割)

- 第 26 条 三役・支部長会においては、この規約の別に定めるもののほか、次に掲げる事項を協議する。
- (1) 総会及び理事会に付議すべき事項
 - (2) 各支部から本部に納める年会費の額
 - (3) 本会の運営に関する必要な事項
 - (4) その他、会務の執行に関する事項

2 三役会は、会長が必要と認める事項について協議する。

第6章 会 計

(経費の支弁)

第27条 本会の事業遂行のために要する費用は、会費、入会金、事業収入及び資金運用収入等により支弁する。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監 査)

第29条 会長は、毎会計年度終了後1ヶ月以内に、収支決算書、項目別明細書、証拠書類等を整備し、監事の監査を受けなければならない。

2 監事の監査には、会計理事は立ち会わなければならない。

第7章 補 則

(委 任)

第30条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、三役・支部長会の協議を経て、会長が別に定める。

第8章 附 則

1 この規約の変更は、平成21年度の総会のときから施行する。

2 この規約の変更は、令和6年度の総会のときから施行する。